平成２１年（フ）第１１９号
富山市豊若町１丁目１番11号、開始決定時の住所富山市下新本町10番27―602号　ポポロ27
破産者　松田　信次
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３７号
富山市窪本町14番43―510号　サーパス稲荷公園、開始決定時の住所富山市呉羽町160番地27
破産者　狩野　　勉
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８０号
富山市窪本町14番43―510号　サーパス稲荷公園、開始決定時の住所富山市呉羽町160番地27
破産者　狩野由美子
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７５３４号
大阪府池田市豊島南１丁目３番14号
破産者　中島　　淑
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３０７号
大阪市浪速区久保吉２丁目１番２―404号
破産者　三橋商会こと　三橋　憲一
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５０６号
大阪府豊中市服部元町１丁目３番15―506号
破産者　吉田　次代
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９３８号
堺市北区南長尾町５丁３番14号
破産者　綿谷タツ子
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
大阪府大阪狭山市東池尻３丁目983番地の７
破産者　植田　知樹
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
大阪府羽曳野市壺井212番地の３
破産者　山本美容室こと　山本　定子
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９５号
愛媛県今治市高橋甲1321番地１
破産者　池浦千津子
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第４１０８号
札幌市西区発寒６条９丁目１番１号　プラムコートＢ―601号、開始決定時の住所札幌市西区発寒７条７丁目７番20―808号
破産者　落合　正裕
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２２号
富山市針日269　日方江有料老人ホーム、前住所富山市婦中町余川2016番地
破産者　山田建設こと　山田　信一
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７９５号
静岡市駿河区登呂３丁目30番９号
破産者　村越　　勉
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７号
鳥取県西伯郡伯耆町中祖106番地
破産者　山根　鈴子
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１５１号
香川県高松市林町1200番地１
破産者　川田　宏行
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第１５号
大分県国東市安岐町瀬戸田618番地３
破産者　井ノ口典暉
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第５０号
松山市中村４丁目４番28号　ブライトガーデン中村301号、前住所愛媛県今治市菊間町長坂1983番地１　菊間国家石油備蓄基地長坂住宅、前々住所松山市堀江町甲1409番地１
破産者　上松　光一
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部